

千葉県すまいづくり協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は千葉県すまいづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(設置及び目的)

第2条 協議会は、住生活基本法（平成18年法律第61号）において定められた、住宅関係者の責務と相互の連携及び協力に関する努力義務を踏まえ、地方公共団体等の公的機関を始め、住宅関連事業者等が相互に連携・協働を強化するための場として設置するものであり、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について協議することにより、もって千葉県及び市町村の住生活基本計画等の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

なお、協議会は、地方自治法（昭和22年法律67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しないものとする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 住生活基本計画等で定めた施策の推進に関すること。
- (2) 推進すべき施策に関する役割分担及び連携・協働方策に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議事項の具体的内容に応じて、前項に掲げる以外の者を順次構成員に加えるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、千葉県県土整備部都市整備局住宅課長をもって充てる。
- 3 副会長は、千葉市都市局建築部住宅政策課長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長がこれを招集し、会議を主宰する。

- 2 会議は、委員からの申し出があった場合その他必要に応じて会長が招集することができる。

(専門部会)

第7条 協議会に特定の事項を協議するため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、千葉県県土整備部都市整備局住宅課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な軽微な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月20日から施行する。

別表 1 (協議会)

委 員	
千葉県県土整備部都市整備局住宅課長	
千葉県内全市町村住宅主務課長	
東葛・湾岸ゾーン	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び浦安市
印旛ゾーン	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町及び栄町
香取・東総ゾーン	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町及び東庄町
九十九里ゾーン	茂原市、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町
南房総・外房ゾーン	館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町及び鋸南町
内房ゾーン	木更津市、市原市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部千葉エリア経営部長	
独立行政法人住宅金融支援機構首都圏業務第一部千葉センター長	
千葉県住宅供給公社常務理事	
一般社団法人千葉県建築士会会長	
公益社団法人千葉県建築士事務所協会会長	
公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会代表	